



昭和十四年
四月十七日

仁
科
芳
雄

法財
人國
理
化
學
研
究
所
東京市本郷區駒込上富士前町卅一番地
電話大塚自三二一七番一三二六番
七九

YHAL
C39N02

昭和五年四月十七日

東京市本郷區駒込上富士前町卅一番地
財団法人 理化學研究所

仁科芳雄

湯川君

御手紙拜見シマシタ、
自費洋行困難トノ御事情承知致シマシタ、此コト
ヲ長岡先生ニ話シテ見マセウ、ソレテ其結果ヲ又御
知ラセシマス、

No. 1
先方ニ旅費ヲ依頼スルコトハ駄目ト思ヒマス、米國ノ
學者ニ対シテモ恐ラク同様ノ規定デアラウト思ヒマス
カラ日本外ケニ特ニ前例ヲ破レヌダラウト考ヘラシマス、
ソレヨリモ先方ニ依頼スルナラバ「旅費ヲ政府カラ出
シテ世負ハナケレバ」出発出来ナイカラ、日本ノ外務省

No. 2

昭和
年
月
日

一通にて招待ヲシテ世貞へ又カト 訊イテヤッテハト
 のカト 忍ヒマス、 コレハ 學研ニ対スルノ一ナラズ 大藏者
 ニ対シテモ 有力ナ支持ヲアヲト 思ヒマス カラ至急ソノ
 手紙ヲ出シテ 見テハ如何テシヨウ、
 若シ先日ノ先方ノ手紙ニ 返事が出シテナイナラハ
 此依頼ヲ 返事ニ 附ケ 加ヘレバ 好イト 思ヒマス、
 左不取敢 御返事 迄

毎々

No. /

湯川君

昭和五年 四月十七日

東京市本郷區駒込上富士前町卅一番地
財団法人 理化學研究所

仁科芳雄

拜啓、先刻拙書ヲ出シテカク長岡先生ニ御目
ニカリ貴下ノ御手紙ノ話ヲシテ御涼解ヲ求メ
タ處大体御解リノ様デシタ、
ソレテ先生ノ御話デハ事変ノ關係上學研カラ出ス
コトハ困難カモシレヌカラ次ノ方法カ考ヘラレルトノ
コトデス、

- 一、誰カ個人ニ金ヲ出シテ世員ヲコト
- 二、今度文部省カ學術研究費トシテ三百万円
ノ追加豫算ガ通過シタノテソレカラ出サセル
コト、

No. 2

昭和
年
月
日

(二)ノ場合ニハソノ事ヲ研究会議テ決議シテハ如何ト云フコトヲシタ、
 ソレテ最後ニ「来ル四月廿一日ニハ小川君(御父様)ニ會フカラ養家ノ事情ナドヨク穩イテ一、二ノ款レヲ執ルカ又他ノ方法ヲトルカ決メ度イ」ト云フコトヲ申シテ居ラレマシタ、
 右ノ次第御知ラセシマス、
 尚外務省ヲ通ス件ハ長岡先生モ御賛成ノ様デシタカラ先方ノ日本大使館ヲ經テ申越シテ貴方ハ好都合カラウト思ヒマス

毎く